2026 年 3 月 13 日

株主各位

東京都港区港南二丁目 15 番 1 号
株式会社イチケン
代表取締役社長　長谷川　博之

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2026 年 1 月 28 日開催の取締役会において、2026 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を 2026 年 3 月 31 日と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社定款第 6 条の発行可能株式総数を現行の 22,240,000 株から 44,480,000 株に変更いたします。

以 上

お知らせ及びご注意

1．株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2026 年 4 月下旬にお届出住所にお送りする予定です。

2．2026 年 4 月 1 日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。

3．（1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。

（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関　三井住友信託銀行株式会社
照会先　〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日を除く）